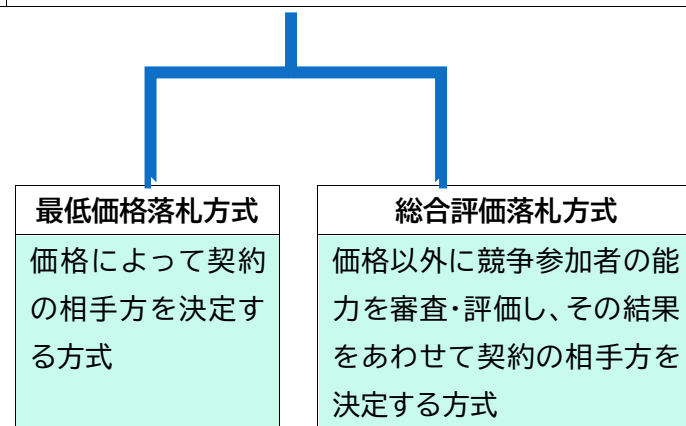
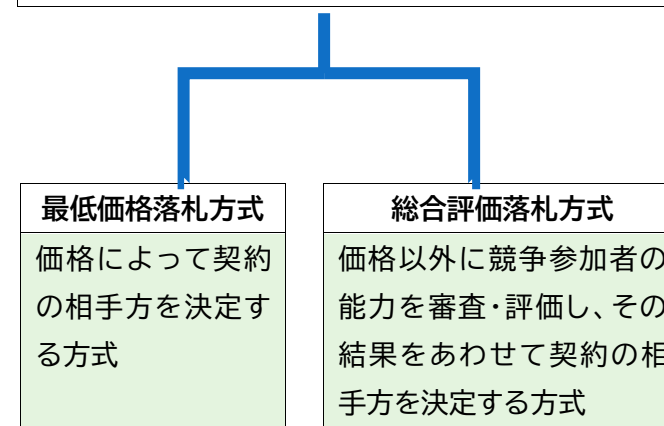


自治体の契約方式

一般競争契約	
	契約に関する公告を出し、資格を持った不特定多数の事業者を競争に参加させ、その中から最も有利な条件を提供してくれる事業者と契約を締結する方式
法的根拠	・会計法第29条の3第1項 官公庁は一般競争入札による契約を原則
メリット	● 条件面の競争力があれば、企業の規模や入札経験にかかわらず落札のチャンスがある
デメリット	● 落札のために価格を必要以上に下げること、利益率が悪化してしまうケースもある



指名競争契約	
	発注機関が特定の企業を「指名」し、その中から発注機関に一番有利な条件を出した入札者と契約する方式。 従来、公共工事等において案件が豊富だったが、公平性が担保しにくいといった点から、近年では数が減少
	・会計法第29条の3第3項 ・地方自治法第234条第2項 ・地方自治法施行令第167条
	● 入札に参加できる事業者が「指名」によって限定されるため、「一般競争入札」などと比較して落札につながる確率が高い
	● 発注機関からの「指名」がなければ参加できない



随意契約		
入札者同士で競争をすることなく、発注機関が任意に特定の事業者を選んで契約する、官公庁入札の中でも例外的な方式の1つ		
・会計法第29条の3第4項 ・地方自治法第234条第2項 ・地方自治法施行令第167条の2第1項 ・会計法では、随意契約による契約は一定の要件が必要であること	契約の種類	予定価格
	工事又は製造の請負	130万円を超えないもの
	財産の買入れ	80万円
	物件の借入れ	40万円
	財産の売払い	30万円
	物件の貸付け	30万円
	上記以外のもの	50万円
● 随意契約として発注機関と契約が結ばれた場合、確実に落札となる		
● 入札への参入経験に乏しい事業者の場合、随意契約の企業として選定されることは難しい		

